

## 特定処遇改善手当の支給基準（令和5年度分）

看護小規模多機能型居宅介護事業所 ゆう

「経験・技能のある介護職員」…14,000円/月、「他の介護職員」…7,000円/月、「その他の職員（前年度年収440万円以下）」…3,500円/月を特定処遇改善手当として、期末賞与支給時に賞与支給対象期間の在籍月数を乗じて支給する。なお、非常勤職員については、常勤職員の支給基準額に常勤換算率を乗じた額とする。

「経験・技能のある介護職員」とは、介護福祉士を有しかつ経験年数が10年以上の介護職員とする。経験年数は、当事業所での介護従事期間（令和5年度末現在）に、他の事業所での介護従事期間の1/3を加えたものとする。